



福島市告示第 10 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

令和4年1月7日

福島市長 木 幡 浩

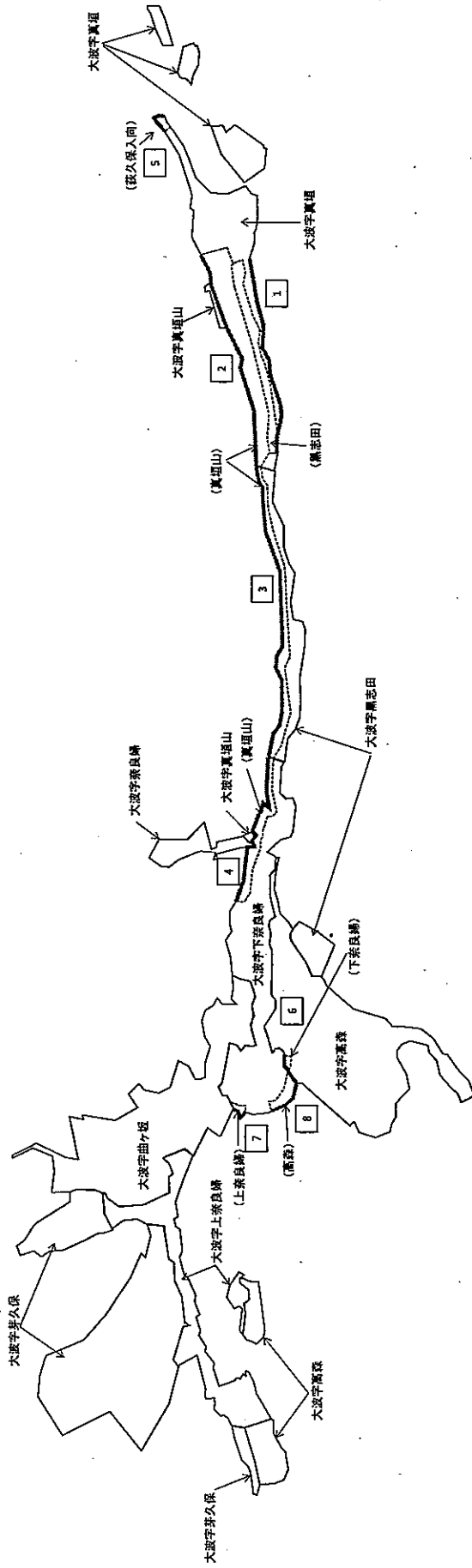
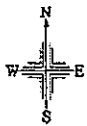
- 1 区 域 大波地区の一部  
(別紙のとおり)

## 別紙

編入する字名	編入される区域	
大波字真垣	大波字黒志田	1の1、1の2、2の1から2の4まで、3の1、3の2、4の1、4の2、5及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部
大波字真垣	大波字真垣山	1の2、2の4、2の5、3の3、4の2及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部
大波字黒志田	大波字真垣山	5の2、11の2、13の2、14の2、15の7、16の2及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部
大波字下奈良婦	大波字真垣山	17の2、30の3、32の3、32の4、33の3、33の口、35の2及びこれらの区域に隣接介入する道路、水路である国有地の一部
大波字真垣	大波字萩久保入向	1の3、1の5から1の8まで
大波字高森	大波字下奈良婦	25
大波字下奈良婦	大波字上奈良婦	1の3、37の3及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部
大波字下奈良婦	大波字高森	14の6、14の7、15の82、15の85、15の90、15の95及びこれらの区域に介入する道路である国有地の一部
大波字懸登	大波字下萩田	1の2、1の3、2の2、3の2、13の4及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部
大波字萩田	大波字下萩田	18の1、18の2、19の1、19の2及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部
大波字台田	大波字下萩田	17の4、20の2、20の3及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部
大波字小畑沢	大波字下萩田	22の3、23の2及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部
大波字台田	大波字小畑沢	43の2及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部
大波字反田	大波字小畑沢山	2の4から2の7まで
大波字小畑沢	大波字小畑沢山	19の8、19の9、26、27の2

編入する字名	編入される区域	
大波字反田	16	21の5、21の6
大波字笈ヶ森	17	19の3、20の1から20の3まで
大波字虎石	18	1の8

# 参考図 その1 (大波地区)



凡 例	
——	新 字 界
-----	旧 字 界
( )	旧 字 名

